

岩手県在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業実施要綱

（目的）

第1 本事業は、医療的ケアを必要とする在宅の超重症児（者）及び準超重症児（者）（以下「超重症児（者）等」という。）を介助する家族の精神的負担及び身体的負担の軽減のために実施される短期入所の充実を図ることを目的とし、実施する。

（定義）

第2 本事業において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）超重症児（者）とは、運動機能が座位までで、別表第1の項目の欄に掲げる状態が6か月以上継続し、かつ、同表の点数の欄に掲げる点数の合計が25点以上の者をいう。
- （2）準超重症児（者）とは、運動機能が座位までで、別表第1の項目の欄に掲げる状態が6か月以上継続し、かつ、同表の点数の欄に掲げる点数の合計が10点以上25点未満である者をいう。
- （3）短期入所とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所をいう。
- （4）医療型短期入所事業所とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設において短期入所を実施する事業所をいう。
- （5）福祉型短期入所事業所とは、医療型短期入所事業所以外の短期入所事業所をいう。

（事業の内容）

第3 本事業は下記補助事業により実施するものとする。

- （1）在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助金

ア 内容

県内市町村に居住する超重症児（者）等に対し、市町村が、県内に所在する短期入所事業所のうち知事が認める事業所において短期入所を利用した日数に応じて、法第29条で定める介護給付費に上乗せして介護給付費を給付する事業に対し、補助する。

イ 補助事業者

岩手県内市町村

ウ その他の事項

「在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助金交付要綱」にて定める。

- （2）在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助金

ア 内容

超重症児（者）等を受け入れる短期入所事業所のうち知事が認める事業所を設置する法人に対し、受入体制整備に必要な機器等の購入費を補助する。

イ 補助事業者

岩手県内に所在する短期入所事業所を設置する法人

ウ その他の事項

「在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助金交付要綱」にて定める。

(本事業の対象となる短期入所事業所の認定)

第4 第3に定める知事が認める事業所は、次の各号に定める事業所とする。

(1) 施行日以降、超重症児(者)等の短期入所受入れを新たに開始する者

(2) 施行日以前と比較し、超重症児(者)等の短期入所受入体制が拡充すると認められる者

2 本事業の対象となることを希望する事業所を設置する法人は、岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業対象事業所新規認定申請書(様式第1号)を知事へ提出しなければならない。

(本事業の対象となる短期入所事業所の廃止)

第5 第4第1項の規定により知事が認めることとなった事業所のうち、第4第1項で定める認定要件を満たさなくなった場合、速やかに岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業対象事業所廃止届出書(様式第2号)を知事へ提出しなければならない。

(その他)

第6 知事は、第3に規定する事業のほか、県内の超重症児(者)等の短期入所事業所の受入体制を整備するために必要な人材の育成をすることに対し、研修等の事業を実施するものとする。

別表第1（第2関係）

	項目	点数	備考
1	レスピレーター管理	10	毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。
2	気管内挿管、気管切開	8	
3	鼻咽頭エアウェイ	5	
4	O ₂ 吸引又はS p O ₂ 90%以下の状態が10%以上	5	
5	1回/時間以上の頻回の吸引	8	
	6回/日以上以上の頻回の吸引	3	
6	ネブライザー6回/日以上又は継続使用	3	
7	I V H（中心静脈栄養法）	10	
8	経口摂取（全介助）	3	経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択
	経管（経鼻・胃ろうを含む。）	5	
9	腸ろう・腸管栄養	8	
	持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	3	
10	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3	
11	継続する透析（腹膜灌流を含む。）	10	
12	定期導尿（3回/日以上）	5	人工膀胱を含む。
13	人工肛門	5	
14	体位変換 6回/日以上	3	